

(団体留学)QQ English セブ島留学規約

第1章 総則

第1条 留学契約

1 株式会社QQ English(以下、「当社」と言います。)と、留学にお申し込みいただいた受講者の所属団体(以下「所属団体」と言います)及び受講者本人(以下、「受講者」と言います。)との間の留学規約(以下、「本契約」と言います。)については本約款で定めるところによります。ただし当社が所属団体または受講者との間で書面により別途特約を結んだときは、その特約が優先します。

2 個別規約、本約のヘルプ・ガイドページその他本サービスを説明する当社のウェブサイト、ガイドブック等も、別段の定めがある場合を除き、本サービスに適用される本約款を構成するものとします。

3 当社は、所属団体及び受講者の了承を得ることなく本約款の変更ができるものとします。また、変更された約款は、別途定めがない場合には、当社のウェブサイト上に表示し7日間を経過した時点で効力を生じるものとし、その効力は全ての所属団体及び受講者に対して適用されることを、所属団体及び受講者は予め了承するものとします。

4 当社は、本約款の変更をした後に本契約に基づくサービスを利用した所属団体及び受講者は、変更を承諾したものとみなします。

第2条 定義

1 「留学契約」とは、受講者が当社の研修施設及び宿泊施設を利用して当社の提供する授業を受け、所属団体が当社に対しその授業料及び利用料を支払う契約を指します。

2 「留学プログラム」とは、受講者が当社の研修施設及び宿泊施設に到着後、当社の研修施設及び宿泊施設を利用して授業を受け、研修施設及び宿泊施設の利用を終了するまでの一連の工程を指します。

3 「留学開始日」とは、研修施設または宿泊施設の使用を開始する日を指し、申込書に記載します。

4 「本サービス」とは、本契約に基づき当社が所属団体及び受講者に対して提供するサービスを指します。

第2章 契約の成立等

第3条 契約の申込等

1 所属団体または受講者は、当社所定の基本契約書および個別契約書に必須事項を記入の上、当社またはその代理人に提出いただき、所属団体または受講者より所定の料金(以下、「留学料金」と言います。)を当社指定口座に入金いただきます。

2 当社は、所属団体が受講者の契約に関する一切の権限を有しているものとみなします。

3 当社は、所属団体と受講者との間の紛争については、何ら責任を負わないものとし、所属団体及び受講者が自らの責任と費用負担でこれを解決するものとします。

4 当社は、本サービスの全部または一部を当社の関連会社であるREAL GREAT ENGLISHCORPOLATIONまたは第三者に委託することがあり、所属団体及び受講者はこれを異議なく承諾するものとします。

第4条 申込拒否事由

当社は、次に定める事由が認められるときは、申込をお断りする場合があります。

- 1 所属団体及び受講者が希望する留学プログラムに空きがないなど、留学プログラム参加が困難であると当社が認めたとき。
- 2 受講者がフィリピン共和国の入国資格を満たさないとき等、留学プログラム参加に適した条件が受講者に備わっていないと当社が認めたとき。
- 3 現地の治安状況その他の事情により、当社が留学プログラムの参加に障害があると判断したとき。
- 4 留学プログラムの円滑な運営に支障をきたす恐れがあると当社が判断したとき。
- 5 所属団体または受講者の申込を承諾することが、留学プログラムの目的または趣旨等にたらし、適切でないと当社が判断したとき。
- 6 所属団体または受講者が暴力団関係者、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他の反社会勢力(以下、「反社会的勢力」と言います。)であると当社が判断したとき、または反社会的勢力であったと判断したとき。

第3章 留学料金

第5条 留学料金に含まれるもの

1 留学料金には、原則として、入学金、レッスン費用、食費、宿泊費、ピックアップ費、SSP、電気代、ID・写真代、海外送金手数料が含まれます。

2 留学プログラムの内容により、留学料金には、前項の費用のほか、その他留学プログラムに関わる諸費用が含まれる場合があります。

3 提供する役務の内容

(1) 役務内容

当社の研修施設及び宿泊施設の利用並びに、英会話のマンツーマンレッスンの提供

(2) 役務形態

当社教師による英会話のマンツーマン指導

(3) レッソンの時間

1回 50分

(4) レッソンの中止等

・当社は、教師の体調不良・退職等のやむを得ない理由により、予定されていた教師によるレッスンが実施し得ない場合、レッスンを中止し、または代替教師によるレッスンを実施することがあります。この場合、当社は、当社の定める基準に従い、振替レッスンを提供いたします。具体的な内容については、当社の別途定めるところによります。

・所属団体及び受講者は、当社が別途定める条件に従って、レッスンの日時の変更または中止をすることができます。

・レッスン開始12時間前までのキャンセル:25分2コマ振替可

・レッスン開始12時間前～1時間前までのキャンセル:25分1コマ振替可

これ以外の場合、所属団体または受講者の都合または責に帰すべき事由によりレッスンの日時の変更または中止をした場合にはレッスンチケットが消費され、代替レッスンを受講をすることはできません。

(5) レッソンの受講スケジュール

月曜日～金曜日、午前9時～午後5時50分(フィリピン標準時)における当社の指定する時間割に沿ってご受講いただきます。また、別に受講可能時間を定める特約を結んだ場合はそちらが優先されます。

(6) 役務の提供期間

契約いただいた留学期間(受講者が当社施設に到着しレッスン受講を開始されてから、レッスン受講を終了されるまでの期間)

(7) オンラインシステムへの登録

① 当社のレッスンを受講するために、受講者の情報を、株式会社QQ English のオンラインシステムのユーザー登録をさせていただきます。

② 受講者は、株式会社 QQ English の「ユーザー利用規約」を遵守し、オンラインシステムを利用するものとします。ただし、「ユーザー利用規約」と本約款が矛盾抵触する場合には、契約款の効力が優先するものとします。

(8) レッスン時の注意事項

受講者は、当社の別途定めるレッスン時の注意事項に従いレッスンを受講して頂く必要があります。

第6条 留学料金にふくまれないもの

前条に定める費用以外の費用は、留学料金に含まれません。必要な費用は所属団体または受講者で御用意ください。以下に含まれないものを例示します。

- (1) 移動費用、交通費
- (2) 航空運賃
- (3) 渡航手続取扱料金
- (4) 空港施設使用料、空港税
- (5) 出入国税
- (6) 検疫料
- (7) 燃油サーチャージ
- (8) 海外旅行傷害保険料金
- (9) 医療費
- (10) 弊社学生寮以外に宿泊される場合の宿泊費
- (12) 個人的性質の諸費用(電話料金、通信費、クリーニング代、食事代、遊興費等)

第4章 契約の変更

第7条 その他の事由による契約内容の変更

研修施設及び宿泊施設の定員、各種交通機関のスケジュールの変更または改正などの事由により、当社から所属団体または受講者に伝達した日程、研修施設、宿泊施設、その他留学プログラム内容等が変更されることがありますのであらかじめご了承ください。

第8条 当社による無催告解除

1 所属団体または受講者が次の各号の一に該当する場合、当社は催告することなく、留学契約の全部または一部を解除することができるものとします。

- (1) 破産、民事再生、任意整理またはこれに類する手続を行い、またはその申立を受けたとき。
- (2) 死亡、所在不明、または2週間以上にわたり連絡不能となったとき。
- (3) 契約を維持しがたい不信行為に及んだとき。
- (4) 反社会的勢力であると認められるとき、または反社会勢力であったとみとめられるとき。
- (5) 以下に定める禁止行為をされた場合

①自らまたは第三者を利用して当社の役員、従業員、委託先、教師、及びその関係者(以下「当社の関係者等」と言います。)または他の受講者に対し、詐術、暴力的行為、または脅迫的言辞を用いるなどの行為

- ② 当社の関係者等または他の受講者に対して、受講者自身が反会勢力である旨を示し、または、自身の関係者が反社会勢力である旨を示す行為
 - ③ 自らまたは第三者を利用して、当社の関係者等または他の受講者の名誉や信用等を毀損し、または毀損する恐れのある行為・
 - ④ 自らまたは第三者を利用して、当社の関係者等の業務を妨害したとき、または妨害する恐れのある行為をしたとき。
 - ⑤ 当社、当社のウェブサイト、当社のサービスに関する権利を侵害する行為。
 - ⑥ 他の受講者、または第三者もしくは当社の関係者等への誹謗、中傷および名誉・信用を傷つける行為。
 - ⑦ 他の受講者、または第三者もしくは当社の関係者等への経済的・精神的損害、不利益を与える行為。
 - ⑧ 選挙運動、宗教活動またはこれに類する行為。
 - ⑨ 売名に関する行為。
 - ⑩ 公序良俗に反する行為。
 - ⑪ 法令に違反する行為、違反のおそれがある行為。
 - ⑫ 当社のサービスの運用を妨げる行為。
 - ⑬ 犯罪行為および犯罪行為に結びつく行為。
 - ⑭ 当社のサービスを当社のサービスと同様の営業行為、営業目的およびその準備に利用する行為。
 - ⑮ 真実でない情報を発信する行為。
 - ⑯ 当社の承認した以外の方法により、他の生徒、または当社の関係者等との間で、金銭消費貸借、売買、贈与、身元引受、その他利害を発生させ、または発生させる恐れのある行為。
 - ⑰ 未成年者に対し、悪影響があると判断される行為。
 - ⑱ 他の生徒または第三者もしくは当社の関係者等への脅迫的な行為、卑猥・猥雑、品性を欠く行為、罵倒する行為、嫌悪感を与える行為。
 - ⑲ 差別につながるもの、倫理的観点などから問題のあるものを、当社のサービスを通じて他人に掲載、開示、提供または送付する行為。
 - ⑳ 当社の関係者等への嫌がらせ、不良行為などでレッスンの進行を妨げる、または当社の関係者等への身体的、精神的損害を与える行為。
 - ㉑ 当社の関係者等の雇用条件や当社の関係者等の機密情報を詮索する行為。
 - ㉒ 当社の関係者等に当社の競合たりうるサービス・企業での勤務を勧誘する行為。
 - ㉓ 電子メール、SNS アカウント等連絡先の交換を含む、オンライン、対面を問わず、当社の関係者等と個人的に接触しようとする行為。
 - ㉔ 当社研修施設、宿泊施設の利用において定める規則に違反する行為。
 - ㉕ 録画録音したレッスンをインターネット上にアップロードしたり、外部の第三者に提供する行為。
 - ㉖ 当社が提供する教材を複製、送信、転載する行為または第三者に提供する行為。
 - ㉗ ユーザー情報または当社から付与された特典を第三者に利用させる行為。
 - ㉘ 当社のサービスによらず当社の関係者等にレッスン、語学教育・指導またはこれに類似する行為を依頼する行為。
 - ㉙ 前各号に準ずる行為。
- (6) その他当社がやむをえない事由があるとみとめたとき。
- 2 前項に基づき、当社が契約を解除した場合、宿泊日数やレッスン受講数にかかわらず返金はいたしません。
- 3 前項の規定は、当社による所属団体または受講者に対する損害賠償請求を妨げないものとします。
- 4 本条により当社が契約を解除した場合には、当社は所属団体及び受講者に対し、一切の損害賠償義務を負担しません。

第5章 責任

第9条 免責事項

1 当社は、次の各号の一に該当する場合に所属団体または受講者に生じた損害の賠償責任を負いません。

- (1) 留学プログラム開始前、または終了後に生じた事由に基づき損害が発生した場合。
- (2) 所属団体または受講者により留学プログラムまたは留学開始日に変更された場合。
- (3) 研修施設、宿泊施設、その他の内容が所属団体または受講者に適合しない場合。
- (4) 当社が管理できない事由により、日程、宿泊施設その他の留学プログラムまたは留学開始日に変更された場合。
- (5) 天災、地変、戦争、暴動、ストライキ、クーデター、内戦、伝染病、法令の変更、その他これに準ずる事由により、日程、宿泊施設その他の留学プログラムまたは留学開始日に変更、またはキャンセルされた場合。
- (6) 研修施設または宿泊施設外で損害が生じた場合。
- (7) その他当社の責に帰すべき事由がなく所属団体または受講者に損害が生じた場合。

2 当社は、以下の内容について保証を行うものではありません。

- (1) 所属団体または受講者が希望するレッスンの予約ができること、または予約をしたレッスンが予定通り実施されること。
- (2) 特に定められていない限り、特定の講師によるレッスンが継続すること。
- (3) 当社のサービス内容および使用結果・学習効果などが所属団体または受講者の要求に合致すること。
- (4) 当社のサービスがタイムリーに提供されること。
- (5) 当社のサービスを通じて取得する情報が正確であり、信頼できるものであること(完全性、適用性、現在性、有用性、受講者を不愉快にさせる可能性のある情報を含まないこと)。
- (6) 本サイト等に明示されている通りの時間帯でのサポートやサービスの提供。
- (7) 当社のサービスにいかなる瑕疵がないこと。

第6章 注意事項

第10条 旅券(パスポート)及び査証(ビザ)について

受講者が現在お持ちの旅券及び査証(ビザ)並びにワクチン等の接種証明書(以下「旅券等」と言います。)が今回の渡航に際して有効かどうかの確認、旅券等の取得は渡航までに所属団体及び受講者の責任と費用負担で行っていただきます。当社では、旅券等の有効性、入国資格等につき一切の責任を負いかねますのでご承知ください。

第11条 海外旅行傷害保険

1 受講者は、病気及び傷害等に備え、快適にかつ安心して本サービスに参加するため、以下の条件を満たす海外旅行傷害保険に加入するものとします。

| 補償項目 | 傷害死亡・後遺障害 | 疾病死亡 | 治療・救援費用 | 賠償責任 | 携行品損害 | 航空機寄託 |
|------|-----------|--------|---------|------|-------|-------|
| 保険金額 | 1000万円 | 1000万円 | 1000万円 | 1億円 | 30万円 | 1万円 |

2 当社は、必要と認めた場合、前項の保険加入を証する書面を所属団体または受講者に提出させることができます。

3 所属団体及び受講者が前項の保険に加入していないことが発覚した場合、当社は、所属団体及び受講者に対して当社の英語留学施設及び宿泊施設の利用を禁止することができるものとします。

4 前項の場合、当社は、所属団体及び受講者に対し、一切の損害賠償責任を負わず、料金の返金義務を負わないものとします。

第12条 保健衛生について

渡航先の衛生状況については、厚生労働省検疫感染症情報ホームページでご確認ください。日本国内とは衛生状態が異なりますので、健康にはご注意ください。

新型コロナウイルス感染症の感染状況及びこれを巡る規制等について、随時変更の可能性があります。外務省のウェブサイト等によりご自身でご確認ください。

第13条 感染症への措置

1 学生が新型コロナウイルス、インフルエンザその他の感染症に感染し、陽性反応が確認された場合、学生寮への滞在は認められません。

2 感染症の症状が重度である場合は、医療機関への入院が必要となります。軽度の症状で入院を希望しない場合は、ホテルやコンドミニウム等の別の宿泊施設に移動していただく必要があります。

3 上記の移動に伴う費用は、利用者の負担となります。

第14条 海外危険情報について

1 渡航先によっては、外務省海外危険情報等、国・地域の渡航に関する情報が出されている場合があります。必ず外務省の「外務省海外安全ホームページ」等でご確認ください。

2 研修施設または宿泊施設外における受講者自身の安全は、受講者自身で確保して頂くことになり、当社は責任を負いかねます。日本国内とは治安状況が異なりますので、十分にご注意ください。

第15条 個人情報の取扱

1 個人情報の取り扱いについて 利用目的

ご提供頂いた個人情報は、以下の目的の達成に必要な範囲内で取り扱います。

その他個人情報の取り扱いについては、当社のウェブサイト記載のプライバシーポリシー 記載のとおりとなります。

①英会話スクールにおいて必要なサービス、情報提供

②各種イベント・セミナー・キャンペーン、当社の扱うオンライン英会話や留学等の案内

③受講者からの問合せやご依頼内容への対応

④サービスの改善・開発・利用状況の調査並びに分析及びマーケティング

⑤アンケート調査及び景品等の送付

⑥キャンペーン・モニター・取材等の実施

⑦サポートの提案 提供

⑧当社サービスの維持・提供

2 第三者への提供について

当社は以下の場合に第三者に個人情報を提供します。

①本人の同意が得られた場合

②公的機関より、開示・提供が求められた場合

③個人の識別が出来ない状態で開示・提供する場合

第16条 16歳未満の受講者の外泊について

16歳未満の受講者の外泊に関しては保護者(近親者)の同伴がある場合のみ許可するものといたします。受講者は、外泊時には外泊申請書の記入いただき、代表者および保護者への連絡を行っていただきます。万が一規約を守らずに、外泊した際にトラブル等が発生した場合、当社は関知しないものといたします。

第7章 雑則

第17条 一般義務

1 所属団体及び受講者には、次の各号を遵守して頂き、留学プログラムの円滑な運営に協力して頂きます。

(1) 法令、公序良俗、慣例に違反するような行為を行わないこと。

(2) 別途定める学校、宿泊施設等の各種規則に従って行動すること。

2 所属団体及び受講者は第8条に定められている解除事由に該当する行為を行ってはならないものとします。

第18条 緊急連絡先

1 所属団体または受講者には、申込書に緊急連絡先を必ずご記入頂きます。

2 万一の事故などの場合、所属団体または受講者の同意なく、ご記入いただいた緊急連絡先に連絡することがあります。

第19条 権利の帰属

1 本契約に基づく当社のサービスの画像・素材・レイアウト・デザイン・構造・システム等に関する全てに関する肖像権、著作権等の一切の知的財産権および所有権は当社に帰属します。

2 所属団体または受講者が当社の知的財産権等を著作権法30条その他法令が私的利用を認める範囲を超えて使用、複製、転載、変更、翻訳、譲渡および貸与を行うことは、当社または当社管理の知的財産権等の侵害にあたり、侵害行為を行った場合には、当社に生じた一切の損害(訴訟等法的措置を講じるために必要な合理的範囲の弁護士費用を含むものとします)を賠償する責任を負担するものとします。

3 所属団体または受講者は、当社のサービスを利用することによって、当社のサービスまたはアクセスするコンテンツに対するいかなる知的財産権も取得することはありません。

4 当社が所属団体または受講者の合意を得て撮影した写真や動画の著作権は当社に帰属します。当社はこれらを、目的を問わず現在および将来にわたって無制限に利用できる権利を有するものとします。

附則 契約款は2025年4月1日より適用されるものとします。

株式会社QQEnglish

〒151-0051

東京都渋谷区千駄ヶ谷5-27-5

リンクスクエア新宿 16階